

出席議員（18名）

1番	森 裕 樹 君	2番	加 藤 滋 君
3番	安 藤 義 憲 君	4番	平 間 幸 弘 君
5番	桜 場 政 行 君	6番	吉 田 和 夫 君
7番	秋 本 好 則 君	8番	斎 藤 義 勝 君
9番	平 間 奈 緒 美 君	10番	佐々木 裕 子 君
11番	安 部 俊 三 君	12番	森 淑 子 君
13番	広 沢 真 君	14番	有 賀 光 子 君
15番	舟 山 彰 君	16番	白 内 恵 美 子 君
17番	水 戸 義 裕 君	18番	高 橋 たい子 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	水 戸 敏 見 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	相 原 光 男 君
総 務 課 長 併 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 芳 君
ま ち づ く り 政 策 課 長	平 間 雅 博 君
財 政 課 長	鈴 木 俊 昭 君
税 務 課 長	水 上 祐 治 君
町 民 環 境 課 長	安 彦 秀 昭 君
健 康 推 進 課 長	佐 藤 浩 美 君
福 祉 課 長	平 間 清 志 君
子 ども 家 庭 課 長	水 戸 浩 幸 君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	斎藤 良美 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	畑 山 慎太郎
主 幹	伊 藤 純子
主 査	佐 山 亨

議 事 日 程 (第4号)

令和元年9月5日(木曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

(1) 有 賀 光 子 議員

(2) 安 藤 義 憲 議員

第 3 議案第17号 教育委員会教育長の任命について

第 4 議案第18号 教育委員会委員の任命について

第 5 議案第19号 柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

第 6 議案第20号 柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第 7 議案第21号 柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

- 第 8 議案第 2 2 号 令和元年度柴田町公共下水道事業三名生汚水幹線工事請負契約について
- 第 9 議案第 2 3 号 令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼 1 号雨水幹線工事請負契約について
- 第 1 0 議案第 2 4 号 令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約について
- 第 1 1 議案第 2 5 号 令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において17番水戸義裕君、1番森裕樹君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

14番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔14番 有賀光子君 登壇〕

○14番（有賀光子君） おはようございます。

14番有賀光子です。大綱2問、質問いたします。

1 問目、**食品ロス削減の取り組み**は。

まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」の削減を目指す「食品ロス削減推進法」が、5月24日の参議院本会議で全会一致で可決、成立しました。

この法律は、与野党の超党派議員で合意形成が図られたものであり、その前文には、食品ロスの削減は「食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である」と明記され、国や自治体、事業者、消費者などが連携し「国民運動として食品ロスの削減を推進するため、この法律を制定する」とあります。

また、食品ロス削減の定義を「まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするため

の社会的な取組」と定め、国、自治体、事業者の責務や消費者の役割を明記しました。具体的には、国や自治体が取り組む寄贈された未利用食品を、福祉施設や災害被災地などに提供する「フードバンク」の支援などが盛り込まれています。

また、国連の「持続可能な開発目標」には「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させること」が掲げられており、日本は家庭から出る食品ロスと2030年までに半分に減らす目標を明らかにしています。

そこで、町の食品ロス削減に向けた取り組みについて伺います。

2 問目、産後ケア事業の推進を。

産後ケア事業は、育児の不安を解消するためのもので、出産後の母親が産科医療機関や助産院に宿泊して、心身のサポートや育児指導を受けるものです。利用者から「ぐっすり眠れて、育児指導もしてもらえて安心」との声が上がっていると聞いています。

山元町では、岩沼市内の産科医療機関をお願いをして、産後の母子に専門的なケアを提供する「産後ケア事業」を今年度より開始します。

柴田町でも産後ケア事業の推進をしてはどうか、伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、大綱2点ございました。

まず、食品ロスの削減でございます。

食品ロスの削減の推進に関する法律が、令和元年5月31日に公布され、11月30日までに施行することとなりました。法律の中で、地方公共団体は食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、また事業者や消費者等と相互に連携、協力するよう努めることとなっております。

食品ロス削減に向けた取り組みについてですが、現在、町では排出ごみの削減対策の一つとして、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rの推進とともに実施しております。

内容といたしましては、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加し、情報をもとに食品ロス削減、食べきり運動を町ホームページや広報紙に掲載し、普及・啓発活動を行っております。また、環境フェアや出前講座においても、必要なものを考え買い過ぎないことや、食べ残し、賞味期限切れ食材の減少などについての理解を図っております。

今後は、商工会や工場等連絡協議会にも働きかけ、町内の店舗に食品ロス削減の協力をお願いし、町民への理解の周知へ取り組んでまいります。

大綱2点目、産後ケア事業でございます。

出産から間もない時期は、産婦が身体を休ませ、母子の愛着形成に大切な時期であります。日本においては、出産前後に実家に帰って家族に身の回りの世話をしてもらう「里帰り」という習慣があります。しかし、近年は里帰りを希望しても帰れない状況であったり、子どもに接する経験が少ないまま親になる状況等が重なり、産後の身体や育児に不安を抱え孤立してしまう状況が生まれております。

こうした状況を背景に、産後の身体の回復や授乳指導、新生児の世話、心理相談を行う産後ケア事業が、病院、診療所等で実施されるようになりました。産後ケアについては、国の母子保健衛生費国庫補助金制度があり、実施方法としては病院や診療所等の空きベッドを利用する宿泊型、日中、心身のケアや育児サポートを実施するデイサービス型、利用者の自宅に赴き支援するアウトリーチ型があります。実施に際しては、助産婦、保健師、あとは看護師のほか、心理に関しての知識を有する者等の配置が必要とされます。

国の制度を利用して産後ケアを実施している県内自治体は、昨年度末時点で、仙台市、名取市、岩沼市、加美町となっており、ことし6月からは山元町でも自治体が経費の一部負担を行い実施しております。

町内の方が出産する医療機関は、町内2カ所の産婦人科医院とみやぎ県南中核病院で半数を占めております。それらの医療機関では、産後ケア事業の実施は人材不足等の理由により困難ではありますが、産婦が不安や悩みを抱えているときは電話対応や外来で対応していただいております。支援が必要な産婦に対しましては、専門医へ紹介するとともに、町に対し母子支援連絡票で支援依頼をいただいております。支援依頼が来た産婦に対して、町保健師が訪問し、産婦の気持ちに寄り添った支援を行っておりますので、当町においては産後ケアと同様の対応ができていますと考えます。

現在、妊娠中から産後の赤ちゃんとの生活をイメージしていただき、育児や家事を手伝ってくれる人がいない方に、育児ヘルプサービス等の利用について紹介しておりますが、さらに周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 5月25日の読売新聞に、今回のこの食品ロス削減法成立が載っております。

した。そして、その中で食品ロス削減の推進法ポイントとして、食品ロス削減の推進を国民運動と位置づけ、事業者や消費者に努力を求める、また政府に基本方針の策定を義務化する、そして地方自治体に削減推進計画の作成を求める、また政府にフードバンク活動への支援を促すというふうに、推進法のポイントが載っております。

その中で、町ではこの地方自治体の削減推進計画の作成を求めるとありますけれども、この状況は今どのように進んでいるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 先ほど町長も答弁したとおり、5月31日に公布されて11月30日までに施行するとされておりまして、今有賀議員さんがおっしゃられたとおり、基本方針等は掲げておられますけれども、詳細な内容につきましてはまだ具体的に示されておりません。

また、国なり県なりの方針も計画も、まだ具体的に作成されておりませんので、そちらを参考にしながら作成していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、今まだ町には来ていないということで、これから進めていくということですね。そして、平成29年の9月に、一度この食品ロスの一般質問をさせていただきました。そのときの町としての取り組みとして、この食品ロスを削減するため、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会が設立されたということで、先ほどのネットワーク協議会というのは柴田町は前は入ってなかったということなんですけれども、今はもう入っているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 平成29年9月に有賀議員から提言されまして、現在全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会のほうに参加いたしまして、それらの情報をもとに3010運動という運動、宴会、食事もある会議等に、乾杯後に30分、閉会前の10分、食事を楽しみたいという内容の運動をホームページのほうに掲載しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、柴田町ではこの3010運動を展開しているというふうに捉えてよろしいんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） ただいま啓発活動でございますけれども、取り組んでおります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、この取り組み方にはどのようなあれでなるか、内容を教えてください。業者のほうに話をしているのか、そしてやっているところとか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） ただいまはホームページに掲載しているというのが一番大きな運動です。また、出前講座、そういったことでも啓発活動は行っています。それから、これから商工会や、先ほども町長答弁にありましたとおり、商工会や工場で連絡協議会のほうにも働きかけ、店舗のほうにも働きかけていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、実際にまたこういうふうに行ったという情報とか話はまだ聞いてないということでもいいんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） これについてのこういうふうには効果があったとかというふうには、どこどこでやっていますというふうなことまでは、まだちょっと確認しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） 結構ほかの、宮城県ではなくてほかの県のほうなんですけれども、結構いろいろこういうふうには、今回の食品ロスについての感じが結構かなり進んでいるところも結構あります。そうすると、そういう話を聞くと、コンビニとかにも状況が今変わりつつあるということで、そういうのもお店と、これから商工会とお話ししていく、どういうふうにはやっていくか決めるということですので、そこをしっかりとやっていただきたいと思います。

そしてまた、今度新しく10月に食品ロス推進デーというふうには、6月いっぱいがそういうのも出るようになりますので、取り組みがこれからはもっと重要になってくると思うので、お願いしたいと思います。

また、PRとしてパンフレットとか柴田町ホームページのほうに掲載しているというお話だったんですけども、その後のPRというのはこれで変わらないんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 食品ロスも含めて、3R運動ということで広報紙、あとごみ出しカレンダー、ごみの分け方等に掲載しておりますけれども、今年の広報しばた11月号のほうにも食品ロスということで掲載しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） また、この食品ロスのほうで以前に学校のほうで、小学校3年、4年生

がごみ処理について授業に入っているというふうにお話を聞きました。その内容を教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 詳しいことまではちょっとわからないんですけれども、3年生、4年生について、ごみを含めて環境問題についての授業をやっているということでございます。それで、今年度になりますけれども、西住小学校と柴田小学校の児童を対象に出前講座を、この食品ロスも含めての講座を行う予定となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） あとは学校のほうの今お話、3年生、4年生のほうのお話聞きました。あと給食センターの残飯ですか、前に一度聞いたときには、野菜関係がかなり多いということで、子どもが嫌いな野菜を使った際、残ってくるのが多いということで、メニューをいろいろ考えて工夫して実施している状況でありますという回答でした。その後、どうなりましたでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 給食センターで毎年定期的に給食残量調査ということで、1週間、学校から残食、戻ってきたものを計量してはかっている状況ですが、やはり今年度6月にも行ったんですが、子どもたちが好きなカレーとかミートソース、そういう子どもたちが好きなものは残ってこないんですが、やはり豆類とか野菜類、それから海草類、そういうおかずに関しては、やはり子どもたちは食べなれていないということで残食が多いということで、子どもの嗜好というか、好みは変わってはいないということなんです。給食センターとすれば、子どもが好きなものだけを提供するということは、やはり子どものこれから栄養なり、体をつくっていく上では、子どもが好きなものだけ出すわけにはいかないということで、献立はとにかく工夫をして、子どもたちに食べてもらうような形にはしておりますが、なかなか給食センターの献立の工夫だけでは、子どもたちの残食が減るかというとなかなか難しいということで、先生方とも一緒になって、児童生徒への声かけということが一番大きいのかなということで、そういう形でことは児童生徒への声かけ並びに給食センターの栄養教員になりますが、栄養指導ということで学校にも入っておりますので、そういう形でなるべく残食が少ないような形にしていきたいということで、今年度も進めております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） わかりました。ぜひお話ししていただければと思います。

あと、給食には牛乳は今現在出ているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 給食の際には牛乳は必ず、紙パックの牛乳が出ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） 状況はどうでしょうか。結構皆さん、全部飲みますか。給食時間に。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 牛乳に関して、給食センターでは残食ということでの確認はしておりませんが、まずは乳製品でアレルギーというか、お腹を壊すという児童生徒がおる場合には事前に申し出ていただいて、その牛乳の提供はしておりません。やはり飲めない子どもに無理に飲ませるということは無理ですので、そういう意味では牛乳に関してはどの児童生徒も飲んでいくという状況ではあると思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） ある学校では、給食で牛乳は飲めるんだけど、時間がなくて残すのが多いというようなところのお話も聞きました。そして、それを話し合っ、また牛乳は別な時間に牛乳だけを飲んでもらうというふうに工夫をしたら、随分それが結構飲みきりあったというお話も聞きましたが、町ではどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 柴田町においては、その牛乳パックは回収をいたしますので、やはりみんなで飲み終わったものを、教室の手洗い場があるんですが、そちらでみんなで洗って、乾燥させてということで給食センターで回収しております。みんなで一緒にそういう形をしておりますので、なかなか後から飲むとかというのは、なかなか柴田町においては難しいのかなとは思いますが、実際牛乳が残っているというお話は聞いてはおりませんので、そういう形でパックの回収まで、これはごみとして出すのではなく、給食センターで回収をしてという形も進めておりますので、そういう形では大丈夫なのかなとは思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） これから柴田町でも、食品ロスに対して計画とか作成をこれから始めていくということで、商工会とか一緒になってやるというので、すごく残飯がかなり残っていることと、残飯の食べ残しが一番多いと、40%、4割があるということですので、しっかり取り組んでいていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では次に、産後ケアの事業についてお聞きします。

昨年の9月の会議に一般質問で、切れ目のない子育て支援ということで産後ケア事業について質問いたしました。そのときも事業実施が難しいという回答でした。今回もちょっとまだ難しいという回答ですが、仙台市など数カ所の自治体でも今事業が実施されて、近くでは山元町でも開始されるというお話も聞きました。

この山元町では、ちょうど岩沼市が前から結構産後ケアを実施しているということでお話を伺ったときに、仙南のほうは産婦人科がだんだん減ってきているということで、結構そういうふうにするのは難しいというお話もいただきました。そういう意味でも、山元町では町からスズキ病院のほうにお願いをして、何とか受け入れてくれないかとしたとき承諾して、今年度からスタートしたというお話を聞きました。

柴田町では、こういうやり方でスズキ病院にお願いをして、町のほうでも行って受けられるようにするということはできないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 今、山元町さんのように柴田町でもスズキ病院にというお話だったんですけども、町長が答弁しましたとおり、柴田町の方が出産する病院は仙台市や県外と非常にさまざまでございます。一番多いのが町内の2カ所の産婦人科医院とみやぎ県南中核病院で50%、スズキ記念病院さんを足しますと大体75%の方がその4つの産科医療機関で、町の方は出産しております。町のほうは一生に1回、2回、3回ぐらいしかないライフイベントの中でも大きな出来事である出産、可能であれば妊娠期から出産、産後と同じ産婦人科医療機関で支援していただきたいなというふうに考えてはおります。

国の産後ケア事業の補助金の制度は、非常に縛りが大きくて、対象者が決められております。家族から家事や育児の援助が受けられない産婦と赤ちゃんということで、家族から援助を受けられる人はこの対象にはならないというふうなことであり、なおかつ産後に心身の不調があるとか、育児不安があるということで、特に支援が必要と認められる人だけが、この産後ケアの国でいう対象となります。柴田町で産後にこういった支援が必要な方というのは、年間で本当に数名という程度であり、保健師や出産した病院のほうで今強くかかわって支援していますので、今のところは委託せずに産婦人科医院の外来でつないでいただいたり、町の保健師が医療機関のほうから連絡をいただいて、早目に新生児訪問を何度かするなど、対応していきたいと考えているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今後、そうすると、産後ケアのこの事業の補助を受けないということな

んでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 補助を受けないという意味ではございません。済みません、言葉がちよっと足りなくて。

国の補助金制度は、妊娠から出産、産後ということで、トータル的に考えられた補助事業になっております。町が補助事業として実施する際には、出産した方全員が必ず今実施している産後健診、主に1カ月ぐらいで健診を受けるんですけども、それがほとんど全員が対象ですので、それと産後健診と産後ケアをあわせて検討していきたいなど、町では考えています。産後健診で全員の方の健診をして、お母さんの体やメンタルの状態、あとお子さんの状態を確認していただいて、その中から要支援と言われる人を産後ケアに医療機関のほうからうまくつないでいただいて、産後ケアのできる場所に町のほうが委託というふうにできればいいのかなというふうに思っております。

妊婦さんの健診、宮城県内、今医療機関どこでも受診できるように、産後健診の支援も宮城県内のできることを、非常に町のほうでは望んでいるところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今、多分人数的にはそんなに、そういうふうにちゃんと条件がつけられると少ないと思うんですけども、でもこの岩沼市、スズキ病院ですか、平成26年度から病院も事業として独自でやっていて、今回平成29年度から国の補助がやったということで、最初はやっぱりそのときは数名、3名、4名とかそんな人数だったんですけども、現在自己負担が1,000円、自分の負担がですね、そしてお昼も出るということでやったら、結構申し込みがかなり入って、申請が23名、その中で実利用者が12人いらっしやったということで、平均利用回数が3回と5回というふうにして、延べ利用回数が34回。すると、やっぱり実家が遠いとか、夫が忙しくてなかなか休息したくて不安だという方もいらっしやったということで、結構今は人数も前よりも多くなってよかったというお話も聞きました。そういう点でも、ぜひ町でもやっていただきたいと再度言いますけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 私も有賀議員さんの今のご意見には本当に同じ気持ちではありません。スズキ病院さんのほうにちょっと確認をさせていただいたんですが、現実的には岩沼市民、初めから実施していた岩沼市さんの産婦さんの受け入れについては、何とか1日1人ぐらいの受け入れが可能というふうになっているんですが、今山元町さんが新しく手挙げはしまし

たが、予約がとれずにまだ実施件数がゼロであったり、なかなか応じることがスズキ病院さんでも人員不足で難しいというお話をいただいたところです。それぞれが、多分市町村が契約は可能かと思うんですが、契約を結んだからといって、お母さんが心配で預けたいときに受け入れがオーケーになるかどうかというのが、非常に疑問であるというのが町としての見解です。

これを今のところ宮城県内でできているのが、仙台市内にある何カ所かの医療機関とスズキ病院さん、あと仙北に1カ所あるんですが、現実的にはそこまでいかないとこのケアが受けられないというのが現状です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） わかりました。それで、前回前のときに、答弁の中で県の医師会のほうがなかなか難しいということで、言っても意外と話がなかなか聞いていただけないというお話をそのとき聞きました。その後、それから何度かお話をさせていただいているという話を聞きましたので、その後、働きかけはどうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 働きかけなんですけど、妊婦健診を宮城県統一で行っているの、妊婦健康診査委託契約に係る協議会というのが毎年開催されております。こちらのほうは県内全市町村と、母子保健の市町村の担当者、宮城県の子ども・家庭支援課、あとは宮城県医師会の理事のほうで3者で出席しまして、昨年その協議会の席で柴田町のほうから事前質問ということで、産後健診と産婦さんへのケアについての質問を出させていただきましたが、余り色よい返事では昨年度はございませんでした。

ことし8月にこの協議会が開催されたんですが、産後ケア事業の質問がほかの市町からも出されておりました。県医師会のほうからは、体制を整えたいのもう少しお待ちくださいというような回答が今回出されましたので、もう少し待って、医療機関のほうを整うのであれば、町は本当にぜひ契約したいというふうには考えていますので、今年度中には何らかの方策は出したいというふうなことなので、できるという回答になるか、難しいという回答になるかはわからないんですが、もう少し待ちたいなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、以前よりも大分変わって、やわらかくというか、もうしばらくお待ちくださいということは前向きに捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 昨年、県や宮城県医師会に働きかけたときには、できる市町村

から単独でどうぞというような回答だったんですけども、今回は全体として考えていただけるという回答でしたので、少し心強く思ったところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 先ほど町長の答弁の中で、育児ヘルプサービス利用を紹介しているという答弁がありました。保健師さんが紹介するのでしょうか。また、昨年度は何人の方に紹介したのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 育児支援プランなんですけれども、産後の支援プランのほうは、育児ヘルプサービスのほうは町のほうでは母子健康手帳交付時に妊婦さんと相談をしながら、全員の方に子育てセルフプランという一覧表を今お渡ししております。その中でサービスの利用紹介をしておりますので、平成30年度ですと母子手帳を交付した256人の方全員に紹介をしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、全員に紹介をしているということで、それでこの利用者というか、そういうお話と相談のお話とかは結構あったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 育児ヘルプサービス支援事業のほうになります。平成30年度につきましては、事前に登録をいただくようになります。去年の登録者が5人いらっしゃいました。実際に利用された方がお一人ということで、お一人の方が9時間ということで利用をされております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、今利用者1名と言いましたけれども、この1名の方というのはどういう状況だったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） やはり周辺に育児を手伝ってくれる方とか、相談できる方がいないというようなことで、そういった方が対象になりまして、利用の内容につきましては食事の準備であったり、片づけであったりということが、本当に日常生活の支援というようなことが主な内容でした。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） わかりました。また、先ほどのあれで、県内の自治体で利用の時点では

やっているのは仙台市と名取市、岩沼市、加美町となっておりますが、今年度6月から山元町もやるということで、蔵王町も今年度からというお話を聞いたんですけれども、どうでしょうか。聞いていませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 蔵王町のほうでもスズキ病院さんのほうと委託契約をしているということが、先日わかりました。ただ、利用の実績がないというふうなことで、まだ大きく話はしてないということだったんですが、蔵王町さんのほうも契約したというふうに伺いました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、蔵王町は契約したというと、蔵王町の婦人科ですか。それとも刈田。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 蔵王町もスズキ記念病院ということですが、ただ、予約がとれないそうです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、行く行くは県のほうでやるという前向きな答弁ありましたが、その前に柴田町も一応スズキ病院に登録というのはできるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 委託契約することは可能であろうかなとは思っているんですが、予約がとれるかどうか。あと産婦さんがそこにデイサービスだけなので、日中行くということは行って帰ってこなくてはならないので、その送迎にご自身の車とか、きちんとあるかどうかとか、誰か送迎していただけたらとか、そういった費用のほうもむしろ負担になるという場合があるので、なかなかデイサービスで毎日とか、予約がとれたとしても行くことがなかなか難しいかなというふうに今思っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） わかりました。やっぱり結構1人目が産後鬱になりやすいという、8割の方がなりやすいというふうにも書いてありましたので、やはり柴田町でも何名かはいると思いますので、先ほど早目に、県のほうからはいい答弁というか、前向きな答弁もいただきましたので、なるべく早目にやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて14番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

次に、3番安藤義憲君、質問席において質問してください。

〔3番 安藤義憲君 登壇〕

○3番（安藤義憲君） 3番安藤義憲です。1問、質問いたします。

通学路を含む道路の安全対策は。

通学路を安全に登下校するため、道路の安全状況がどうなのか、文教厚生常任委員会で船迫小学校への通学路の現地調査をしました。

調査した通学路は、船迫公民館から国道4号バイパスの歩道を通り、若葉町への地下道をくぐり、西船迫一丁目を経由して船迫小学校へ至るものでした。全通学路の一部ではありましたが、その通学路を歩いただけでも数多くの危険箇所を確認することができました。

また、そのほか、委員会としてではなく個人としても町内の通学路を含めた道路を歩き、数多くの危険箇所を確認することができました。

○路幅が狭く、車が通過するときは道路の端に寄らなければならない。

○側溝にふたがされていないため、足を踏み外し側溝に落ちる心配がある。

○交差点の安全はどうか。

○国道4号バイパス横断時の危険性はないのか。

○地下道の安全対策はどうなっているのか。

○路面の沈下による通行の安全対策はどうか。

○柴田大橋から成田方面に向かう路線は朝夕の交通量が多く、薬師堂付近の交差点は大変危険である。

○下校時には暗くなり、防犯灯が不足している。

○不審者対策も考えなければならない。

このように数多くの危険をはらんだ道路を、児童生徒は毎日通っています。ほかの小中学校も同じような現状と思われ、先生たちも登下校時の注意すべきことを指導しています。

児童生徒への指導だけではなく、側溝のふた、グレーチングの敷設、標識の設置などハード面を充実させなければならないと思うことから、どのような対策を考えているのか伺います。

1) 通学路の安全対策についての考え方は。

2) 町内の側溝のふたやグレーチングが敷設されていない箇所に、ふたやグレーチングを敷設してはどうでしょうか。

3) 地下道は照明が暗いため、防犯上の観点からもっと明るくするべきではないでしょうか。

4) 西船迫四丁目から本船迫下町に至る丁字路交差点は一時停止の標識が四丁目側にはありますが、上町から下町への交差点には一時停止の標識がありません。中には一時停止をせずに直進する車も見受けられます。左右折に運転する人たちは、一時停止あるいは徐行して安全を確認し通行しています。三方向に一時停止の標識を設置することはできませんか。

5) 町内には防犯灯・街灯が設置されています。ほとんどが電柱を利用した防犯灯・街灯です。しかし、設置されている数が少なく、帰宅する子どもたちや通勤通学者が不安になっています。船岡中学校から三名生方面に至る町道は、照明が車道を照らし歩道に明かりが届かないなど、防犯灯・街灯の役目を果たしていないところもあります。もっと防犯灯・街灯を設置することはできませんか。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 安藤義憲議員の通学路を含む道路の安全対策で5点ほどございました。随時お答えをいたします。

1点目、平成30年6月22日に「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において、登下校時における総合的な防犯対策の強化が急務とする登下校防犯プランが取りまとめられました。

町の教育委員会としては、通学路の安全対策として、1つに行政区、地域住民、保護者など、地域における連携の強化、2つに通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、3つに不審者情報等の共有及びメール一斉配信等による迅速な対応、4点目、多様な担い手による見守りの活性化、5点目、子どもの危険回避に関する対策の促進等が求められております。柴田町では、町のスクールガードリーダーや交通指導隊、ボランティアで組織された見守り隊による街頭指導や巡回を行っております。さらに、大河原警察署など関係機関の協力を得ながら、通学路の合同点検等も定期的を実施しております。

各小学校では、児童や保護者の協力のもと、通学路を中心とした危険箇所マップを作成し、随時見直し、更新を行い、児童や各家庭に周知して注意を促すなどの安全対策を行っております。

今後も引き続き関係機関と連携し、防災・交通安全・防犯の3領域の観点について、通学路の安全対策に取り組んでまいります。

2点目、町内には、町で整備した側溝のほか、国や県、区画整理事業や土地改良事業、民間

の宅地開発などにより整備した側溝がございます。安藤議員がおっしゃるとおり、町内には側溝にふたやグレーチングが設置されていない箇所が存在しております。しかし、全路線のふたがけやグレーチングの設置は、農業用の用排水路などは管理上できない場所も存在します。また、全路線となると相当な財政的負担も大きくなりますので、具体的な場所をお教えいただければ、現場確認を行い、必要と判断される場合には随時対応してまいります。

3点目、国道4号バイパス地下道は7カ所あり、全てこれは国土交通省が管理しております。現在の地下道の照明は、通学路に指定されている箇所は全てLED化されております。国土交通省に確認したところ、地下道の管理基準に照らし合わせ、日中は半分程度に照明を落とし、暗くなれば全部の照明が点灯する設定をしているとのことでございました。

町としても、暗いということであれば、国土交通省と国道4号バイパスに接している白石市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町の1市4町で構成している仙南地域道路懇談会の意見交換の場で、仙台河川国道事務所に直接要望してまいります。

4点目、信号機や一時停止など、交通を規制する権限は町にはなく、宮城県公安委員会がその権限を有しております。そのため、今回のように一時停止の標識設置の要望が町に寄せられた場合、町は大河原警察署交通課に要望を伝えます。その後、町と警察で現地を確認し、宮城県公安委員会が設置の必要性を判断することになります。

なお、今回の要望箇所につきましては、今年7月に大河原警察署交通課から情報提供があり、今後町と大河原警察署交通課が合同で現地を確認し、安全対策について協議を行うことになっております。

5点目、防犯灯の設置については、町と行政区（町内会や自治会など）ですが、役割を分担しながら、おおむね35メートルから50メートルの間隔で進めております。一つに、地域と地域をつなぐ交通量の多い幹線道路については、町が設置しています。幹線道路への防犯灯の設置要望につきましては数多く寄せられておりますので、随時要望箇所の状況調査を行い、設置の必要性や優先順位を検討しながら、予算の範囲内でLED防犯灯の設置・交換を行っております。

二つに、地域内の生活道路については、行政区がみずから策定した地域計画に基づき、町から交付される地域づくり交付金を活用し、行政区が必要と判断した場所に責任を持って計画的に整備を進めております。なお、行政区で生活道路に防犯灯を設置した後は、町が電気料金の支払いや修繕などの維持管理を行っていく仕組みとなっております。要望をいただいた場所については、今後歩道側を照らすように防犯灯の向きを調整したいと思っております。

また、防犯灯の増設については、最近スーパーマーケットとドラッグストアの営業が始まり、さらに住宅の建設などもあり、以前と状況が変化していることから、防犯灯の向きを調整した後、周囲の状況を調査した上で、必要性が確認できれば早急に設置してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 安藤義憲君、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 登下校時に、交通指導隊なり見守り隊、ボランティアの人たち、保護者の方、またPTAの協力を得て、通学の安全を確保されているものと理解しています。ただ、8月27日の夕方のニュース番組で、大橋の下のバイパスの交差点のところ、成田から大橋に向かうところなんですけれども、ラッシュ時に信号を待つことなく右折して、いわゆるはみ出しというか、そういう交通で運転して西船迫のほうに入っていく映像が流されました。大変危険な行為でございますけれども、その場所は子どもの通学路の一部でございます。危険な箇所と言わざるを得ない、その場所を含め、交差点、危険箇所と認識されているところの指導というもの、子どもたち、あるいは町としてどのように対処していくか、それをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、学校においては、今議員さん言われるように通学路の設定をしておりますが、やはり子どもたち、児童生徒に対しては、まず4月に交通安全教室ということで、警察、それから交通指導隊、スクールガードリーダー等が学校に出向きまして、そういう実際の交通状況等を想定しながら、交通安全教室をさせていただいております。そのほかにも、集団下校等を行いながら、小学校においては児童に対して、先生方もその危険箇所等を把握しながら児童への指導も行っております。生徒の注意だけではなかなか難しいのかなとは思いますが、そのような運転をされる車もおりますので。そういうことも児童生徒に対して注意喚起を行いながら、登下校時の安全ということを学校のほうでは行っております。

○議長（高橋たい子君） 補足、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 今、西船迫のほうに右折していく車のことをおっしゃられましたけれども、確かに今の現況は、その状態を規制するものはないわけなんですよ。一つには、やっぱり運転者のマナーということが一つあるかと思います。ということで、今までは交通安全運動ということで、春、夏、秋を初めとしていろいろ安全の街頭キャンペーンを初めとして、いろいろ交通マナーを守っていただくということで、関係機関の協力をいただきながら根気強く継続的にやってきたところですので、これはやっぱりこれからも継続して、運転手のマナーに訴える運動というのは引き続きやっていく予定でございます。

- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 3番（安藤義憲君） ありがとうございます。今の答弁で、事故が起きてからでは遅いと思うので、もっと実効力のあるような方策はできないでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間雅博君） なかなかこれをやればすぐに解決できるというものは難しいと思います。今やっている事業を継続して、そして幅広い関係機関、そして地域の住民の方のご理解と協力を得ながら、地道に継続してやっていくことが一つなのかなと思っております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 3番（安藤義憲君） 西船迫一丁目の6号公園前の道路なんですけれども、随分地盤沈下の激しい場所でございます、そばにある近くの住宅にも影響を及ぼしているというような箇所があります。この間、道路補修の工事をされていたようでございますけれども、余りにも沈下が激しい場所でございますので、その対策はとることはできないのでしょうか。お伺いします。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 以前に安藤議員から一般質問をいただきまして、この区間、点検とかもしまして、まずは人が安全に歩くためにはということで、現在歩道部分だけは本年度も修繕しましたし、あるいは平成30年度においても歩道部分については修繕させていただきました。ただ、車道部分については、今後調査してということになりまして、本年度は予算措置しておりませんが、来年度以降にしっかりと調査をしながらということで考えています。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 3番（安藤義憲君） ありがとうございます。早く道路復旧のほうをお願いしたいと思います。それで、教育委員会のほうにちょっとお伺いしたいんですけれども、本年7月に通学路における緊急合同点検箇所と対策というもので、県のほうに報告書が出されてあります。この報告書のもととなるのは、多分この文部科学省・警察庁・厚生労働省・国土交通省の出してある通学路における緊急合同点検等実施要領というものをもとにしてのことだと思っておりますが、この報告書の中で何点が質問したいと思います。
- まずもって、これが通学路の危険・要注意箇所として、町内6小学校区ごとに報告されてあります。全部で45カ所が記されていますが、その小学校一つ一つには、例えば柴田小学校は2カ所が記されてあります。また、槻木小学校においては4カ所、柴田小学校においては2カ所、船迫小学校においては26カ所、そして西住小学校が4カ所、東船岡小学校が9カ所と、全部で

45カ所が記され報告されているんですが、その内容について、教育委員会として報告したその内容についての教育委員会としての意見を、どのように思われて出したのか、教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今、議員さんが言われたのは、合同点検に基づく危険箇所、通学路における緊急合同点検箇所ということだと思うんですが、こちらは平成24年にまず最初に、たしかこちらでも児童がかかわる事故があった後の緊急合同点検ということで、道路管理者、国道、県道、町道、それから安全、警察、それから教育委員会なり、そういう関係者が集まって町内の通学路を中心として合同点検を行った際に、各学校から把握している危険箇所として挙げていただいた部分を、それぞれ合同点検した結果だと思います。

その後も、町においては合同点検ということで定期的に同じ箇所、それからほかはないかということで確認をしております。まず今議員さん言われたのは、平成24年に合同点検をして、危険・要注意箇所ということで挙げられた場所かと思います。その時点であった箇所については、改修できるものはそれぞれの道路管理者において改修をさせていただいている。それから、学校においては、やはりその危険箇所ということで、その後も点検を行いながら児童生徒へ指導しているというものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） その中で、解消されている、改善されている箇所もあるということですが、例えば船岡小学校においては信号がない、七十七銀行、ガソリンスタンド裏から交差点にかけてという部分に関して、信号なし、交通量多い、一時停止しない、大学生自転車ながら運転、スマホとかということなんでしょうか、ながら運転というのは。そういう箇所とか、例えば船岡中学校の北の入り口に関しては、中学校の送迎、職員の車が多く歩行危険というふうに書いてあります。これらは改善されているということでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、今言われたところなんですが、道路構造上何か改修することではなく、中学校のところに関しては両方とも歩道がございます。やはり子どもたちが歩いている際に、中学生の保護者の送迎の車とまったり、中学校に入っていくということで、そこは児童への指導ということで学校のほうは行っております。

それから、ガソリンスタンドの裏という部分に関しては、道が狭いんですが、通学路ですので、ただ朝子どもたちが通学する時間帯は、駅へ向かう通勤の方もおれば、今言われたように

仙台大学生も学校に向かうということで、交通量の多いところでございます。そこに関しては、教育委員会としては、そこは通学路ですよということで標識を設置していただきたいということとお願いをして、通学路という標識が今あるかと思えます。そういうことで注意喚起をしていただいている状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） この点検箇所の中に優先順位というのがあります。それぞれAとかCとかと記してあるんですが、Aに対しての判断基準、Cというのはその判断基準というものはどういうものなのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） こちらは平成24年、その合同点検の調査時において優先順位AからCということなんです、Aというのは緊急に対応を要するということでのものになります。Cに関しては、緊急性はないですが、そういう状況があるということで、それに対して児童生徒への指導ということで対応するものということで、それぞれの立場、警察なり交通指導隊等、教育委員会、それぞれの立場において、その状況をどう判断するかということで、ABCということでの判断をさせていただいておりますが、Aは本当にとにかくその状況を改善することが緊急を要するということでの判断になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

それから、この点検箇所の中で槻木小学校の入間田、上川名の富沢街道が優先順位のAと記され、船迫小学校のJA葬祭センター西側の地下道及び北船岡イオン西側地下道がAと優先順位に記されてあります。それぞれ学校による対策であり、道路管理者による対策であり、警察による対策ということで記されているんですけども、槻木小学校におけるこの考えられる対策として、道路管理者は路面安全標識の設置、道路拡張工事及び歩道設置というふうに対策を練られてあります。これは相当進んでいる拡張工事なんだろうと思えますけれども、どの程度進んでいるのでしょうか。完全に終わっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今、槻木小学校の入間田、上川名の富沢街道というか、今富沢16号線ということで都市建設課のほうで道路工事を行っておりますが、もともと富沢16号線は狭い町道、狭いというか今工事をやっているんですが、もともとの道路も狭いということで、実際通っていただくとわかるんですが、道路にブロックのようなものがあるみたいな標識、道路

に目の錯覚というんですか、道路が狭くなるような形での路面表示がされています。車がそれを見てスピードを落とすような形ということで、何か所がそれがあります。ですので、そちらに関しては設置が済んでおります。道路拡張に関しては、今工事をしておりますので、実際に道路工事が終われば歩道が設置されるということでの、道路管理者による対策ということで記載されているかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 船迫小学校のJA葬祭の西側の地下道、あと北船岡イオンの西側の地下道についても、路面安全標識の設置、周囲樹木の枝払い、同じく北船岡イオン西側の地下道も同じ対策であると。これは樹木の枝払い、町なり国の管理のもとでの場所はどっちなんですか。町ですか、国ですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 国道沿いであれば間違いなく国道なんですけど、年間2回くらい剪定とか草刈りなどは実施しているということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） この船迫小学校の中の7番目に、北船岡三丁目白石川土手周辺ということで、この周辺は人通りが少なく街灯も少ないというふうに、道路の状況、危険の内容というのが中に記されております。改善されるようにお願いしたいんですけども、街灯をふやすような考えというのはないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 街灯設置ということで、街灯については設置の一つの目安としまして、町長答弁にもありましたが、35メートルから50メートルを一つの基準としております。それから、あとは道路の種別、幹線道路でしたら町ですけれども、生活道路でしたらあとは行政区等地区のほうにお願いしていると。あと暗いというところが、それでどこに当たるのかということにもかかわってまいりますので、あとは具体的に、個別に状況がわかれば、それでの対応ということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） それで、例えば地下道なんですけれども、2カ所ほど、若葉町1号公園近くの地下道と、19と別の若葉町1号公園近くの地下道、当然先ほど文教厚生のとときに歩いたところの地下道ですけれども、それ割と薄暗かったんですね。LEDを設置して明るくなったとはいいながら、ふだん歩いてみて暗く感じるし、また幅によっては直進すると、軽自動車が

地下道をくぐることもできるというような幅の広さを持った地下道でもあります。また、その地下道付近でもここに記しているんですけども、過去に不審者が出没しているという箇所もあります。

そういう地下道なんですけれども、対策を練って安全に通行できるように、そして先ほどの町長答弁の中にあつたとおり、明る過ぎるのも一つには問題もあるような事柄でございましたが、その地下道に対してどのように対策をとられるか、お願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今言われた若葉町の地下道なんですけど、平成24年当時、合同点検した際には蛍光灯でした。ですので、昼はついておりませんでしたので薄暗いということで、先日、文教厚生常任委員会のほうで実際に歩いてみた際には、最新のLEDのものになっておりました。先ほど答弁したように、時間帯で半分だけつくとかいう形になっておりますので、当時に比べれば、現状は子どもたちが通学する時点においては明るくなっている状況でございます。

あとは、やはり子どもたちが登下校する際には、例えば一人でそこを通らざるを得ないとか、そのような状況もあるかとは思いますので、教育委員会としては地域の見守り隊にこのような情報を提供しながら、地域の方たちの見守りということでの対応もお願いしているところでございますので、平成24年に行った際と現状、もう対応済みという部分にもなっておりますので、この載っている部分に関しては平成24年の状況として載っておりますので、現在はここはもう改善をされているということになっております。

○議長（高橋たい子君） 補足を、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） ちょっと補足しますけれども、照明灯、日中消えているところもありますけれども、夜間については全て点灯していることを確認してございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

それで、全体的に見まして、西住小学校は学校による対策の中に、児童への指導のほかに見守り隊の協力というふうに記されてあります。ほかの小学校、中学校においての見守り隊なりボランティアの人たちの行動というのは、ほかの小学校はないんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 見守り隊またはスクールガードということで、町内6小学校にボランティアということでそれぞれ見守り隊はあります。中学校はそういう意味ではありません

が、西住地区だけなぜ載っているのかというと、学校側と見守り隊の間でやはり子どもたちの登下校時の情報交換が結構あります。西住地区はそれぞれ子どもが通るところに、要所要所に朝も帰りも見守り隊がいるという状況がありますので、これは学校側による対策ということで見守り隊の協力ということになってはいますが、そのほかの小学校においてもやはり同じように学校と見守り隊の間で情報交換しながら、児童の安全ということで対応をしている状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） この町内の側溝のふたやグレーチング敷設という件に関してでございますけれども、答弁の中にはそういう箇所があれば、指摘されれば対応したいという話でございましたけれども、冬場になると降雪によって雪により路幅が狭くなる、そういうので側溝そのものが見えなくなるような状態になるほどの大雪にはならないとは思いますが、足を踏み外してしまうというおそれもあるので、そしてまた交通車両による脱輪等によって、ほかの交通機関に影響を及ぼすなどということを考えれば、全体的に予算のこともあるということですが、ふたやグレーチングを速やかに設置するように取り計らってもらいたいことをお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 全路線となると、なかなか予算的には難しいということで町長答弁でも申しあげましたけれども、必要な場所を私たちに教えていただければ、特に例えば今回のご質問の通学路関係で、ここは危険だということがあれば、その場所を示していただければ、私たちのところでもう一度点検させていただいて、必要とあらばふたをかけるとか、あるいはグレーチングするとかということも考えてまいります。

ただ、維持管理上、例えばグレーチングをした箇所、ふたをした箇所で、例えば土砂が詰まって見えなくなっているというリスクもあるわけですよ。あるいは、いろいろな地区でお話されるのは、毎月第2日曜日に清掃の日があって、町内でほぼ全員出ますよというときに、いやふたがあるから、グレーチングがあるから、掃除ができなくなったと言ってくる人も相当実はいらんですね。自分の力で取れないから町として外してもらえないかと、実は言ってくる方も随分います。なので、その辺はちょっと、当然道路幅員とか、その状況を判断しながら、こちらでも必要な箇所についてはやっていくということになるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） なかなか難しいと思うんですけれども、何を優先するかというふうになってくると思うんですね。そういうふうにして、側溝を掃除してもらうのを優先するか、側溝

に足を踏み外し、車の脱輪を防止するグレーチングふたを優先するか、どっちなのかなというふうに思うわけですが、うまく双方の話をまとめていただきながら進めていただきたいと思います。

それで、道路の中に、先ほど言った大橋から成田に向かう道路の本船迫下町の外れにある薬師堂のところの交差点です。あそこは船迫小中学校への通学路にもなりますし、また柴田高校への通学路にもなる交差点です。先ほどのお話ありましたように、県の預かりの部分で公安委員会のほうであるということで話はいただいたんですけども、通学路、通う子どもたちのこと、高校生のことを考えると、どうしてもあそこには信号を設置してもらわなければならないかなという思いが強うございます。交通量も開通した当時から比べると大幅な交通量にもなっておりますし、冒頭申しましたようにテレビのニュースの中にも、その手前のバイパス交差点の映像が流されているというような状況でもあります。そういうことを考えていきますと、これからますます必要性を認めてもらい、そして県のほうに進言をしていただければ大変ありがたいわけですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、教育委員会のほうから。まず、あその交差点、横断歩道がついておりますが、以前はあそこを渡っていくという通学路設定はございましたが、今あそこを渡る子どもがまずおりませんので、あその交差点に関して、交差点の本船迫側のほうに行ったところから通学路は設定はしております。住宅が建っております。子どもたちもおります。ただ、あそこを渡るという子どもが今おりませんので、あそこは通学路としては横断歩道を渡る部分に関しては、学校としては通学路にはしておりません。ただ、今議員さん言われたように、例えば今回槻木小学校のゴルフ場に行くところですね、学校からの要望等もありまして、これは信号機をつけていただきました。今のところあその船迫小学校に行く時点においては、やはり横断歩道はございますので、ただそこを使って学校に行っている子がいないということで、そこは通学路としては設定はされておらない状況となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 今の答弁ですと、あそこは現在、小中学校に通う子どもたちがいないということですが、柴田高校へはわかりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 船迫小学校の通学路設定ということで、先ほど都市建設課長も言われたようにバイパスにはトンネルが幾つかあります。実際に学校として、東船迫地区から来

る子どもたちがどこのトンネルを通っていくかという指定をしております。それから、新生町の子どもたちが地下道を通るという部分でも、ここのトンネルを使いなさいということを設定をしておるんですが、実際駅のほうから来てタイヤのお店がある、その地下道は小学生たちの通学路にはしておりません。その理由が、その地下道を通って柴田高校生が学校に向かっていくということで、高校生たちの経路とすると地下道を渡ってそのまま若葉町を通って田んぼの中の道を通って学校に行く生徒もおれば、そのまま反対側に渡って、それからバイパスの歩道を使うということで、実際あちらまで行っている高校生というのはいらっしゃるのかなとは思っております。ですので、バイパスのトンネル、そういう意味で高校生と小学生、高校生は自転車ですので危ないですので、そういう形でトンネルを指定しているということで、あちらまで行ってる高校生は今のところ余り見ないということですので、そういう形で高校生のほうは通学している状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 確認でございますけれども、そうすると、薬師堂のところの交差点においては、高校生は通行していないと。柴田高校のほうではそこは通らないで、そっちのほうを通っていってくれというふうなことなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 申しわけありません。私、高校には確認はしておりませんが、やはりそういう合同点検等を行っている中では、やはり今言ったようにトンネルに関しては確認をしておりますが、あと高校生がどういうふうな通学をしている生徒が多いかということで今申し上げた次第で、高校がどういう指導をしているかまでは把握はしておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

結構あそこの交差点、高校生自転車で高校に通ってるんですね。小学校、中学校の通学路としては設定はされてないけれども、高校生等の通学する道路の一部であるというふうに認識しております。そういうことで、通学の安全、道路の安全、交通の安全というものを考えていけば、そういうふうにして進言していただければなというふうな思いでございます。

そういうふうなことで、いろいろと子どもたちを大事にしていかなければならないのが大人の務めだし、町としてもそういう環境づくりをしていくのが務めだろうと思います。子どもたちのことを優先的に考えていくのも、また町の務めかなと思います。そういうことを思いつつ質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（高橋たい子君） これにて3番安藤義憲君の一般質問を終結いたします。

以上で、一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

11時15分再開といたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第3 議案第17号 教育委員会教育長の任命について

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第17号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより、議案第17号教育委員会教育長の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第17号教育委員会教育長の任命については、これに同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第18号 教育委員会委員の任命について

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第18号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより、議案第18号教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第18号教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第19号 柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第19号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号 柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する

条例

○議長（高橋たい子君） 日程第6、議案第20号柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第20号柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第21号 柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第21号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第21号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 2 2 号 令和元年度柴田町公共下水道事業三名生活污水幹線工事請負
契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第 8、議案第22号令和元年度柴田町公共下水道事業三名生活污水幹線工事請負契約についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。2点ほど質問したいと思います。

まず1点目は、これの下水本管、土かぶりのところを見ると、本管の勾配なんですけど、100分の0.5程度かなと思うんですが、本管とすればこれが基準なのかということ。それと、この区域に入ってくると、この辺は全部下水道処理区域に入ってくるんじゃないかと思うんですが、旧4号線とJR東北本線の間のところ、そこら辺も全部処理区域に入ってくるのかについて教えてもらいたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 今、質問いただきました2点について答弁させていただきます。

まず、本管の勾配につきましては、0.3%の勾配となります。

2点目の旧4号線とJRとの間につきましては、佐野地区につきましては全て処理計画区域となっております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） この区域、かなり発展するというか、いろいろ人口ふえてきているところなんですけれども、この下水道本管のところは人口は十分これから伸びていっても、管径が細くなるというようなことはないというぐらいの管径と計算されているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 上流区域、今回の幹線の処理区域につきましては、剣崎地区、

剣水地区、あとは剣塚地区が大方なんですが、そちらの全体の住宅等の配置を考えましても、処理できる計画で計画しております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第22号令和元年度柴田町公共下水道事業三名生汚水幹線工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第23号 令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事請負契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第23号令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事請負契約についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 24号 令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（建築工事）
（債務負担行為）請負契約について

日程第 11 議案第 25号 令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（機械設備工
事）（債務負担行為）請負契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第24号令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約について、日程第11、議案第25号令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約について、以上2件を一括議題といたします。

本件2件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。議案第25号についてなんですが、関係資料の4ページ、この入札結果にどうこうというんじゃなくて、この一番下の表を見て疑問に思ったのが、例えばこの4業者で配置技術者の能力2点というところが、ほかの3者はゼロなんですが、番号3番の業者さんは2点と。ただ、この業者さんはたしか白石市に本社があるということで、この本社所在地とか災害対応等のところがゼロ、ゼロなんですよね。価格以外の評価点は7点と、ほかのところより1点低いとかなんです。価格評価点なんかではちょっと低いんですが、本来ならばこの3番の業者の総合評価点95.12に本社所在地と災害対応等の3点が加わったら、この業者さんが本当は総合評価点、ランク1位になるのかなというふうに思いまして、こういうことからすると町外の業者というのは、柴田町内のほかの業者が配置技術者の能力が零点なのに、それよりも自分のほうが優秀な業者がいるはずなのに、落札できないという結果になるのかなと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 施工能力の中での配置技術者の能力の評定だと思います。それにつきましては、ほかの3者につきましても技術者はおります。ただし、この工事に配置するほどの技術者数を持っていないと言ったほうが、はっきり。いわゆるほかに仕事をしている場合、その技術者は違う工事をしてますので、その工事の技術者になってますので、この工事に関し

て新たに配置者を設定することができないということで、町内の業者はゼロという評価になるということでございます。ですから、3番目の業者は、工事について配置はできますということで申請されているものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑どうぞ。

○15番（舟山 彰君） そうすると、この小学校の機械設備工事に関してなんですが、そういう高い技術を持った技術者が必ずいなくてもいいという考え方になるんですかね。町内の3者はほかの現場にそういう高い技術、能力を持った人が回っていて、この工事に関してはその技術者を配置できないと、それでも問題はないというふうに町は考えているのか。これが1点です。

あともう一つは、この3番の業者さん、私たまたま知ってたことあったんですが、たしか東船迫に支店というのか、営業所というのかな、何かあると思うんですが、町としてはこういう入札のときに、町の中に本社があるということが大事なのか。ちゃんと営業所とか支社があれば、いろいろ連絡とかなんとか影響ないんじゃないかなと思うんですが、この価格以外の評価項目及び評価点の中に、この本社所在地と災害対応等というのは大事なんですが、本社所在地というのを入れている意味が、何か今回私、ちょっと疑問に思ったんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 1点目でございますが、配置技術者の能力ということで、あくまでもこの工事を担当する技術者が、今まで5,000万円以上の一般公共工事の元請として施工した実績がないということに限っております。この会社自体についてはそういう能力があるということでございます。

あと2点目につきましては、柴田町内に本社があるものとないものということで、あくまでも評価項目として設定させていただいておりますので、それで評価させていただいているものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。議案第24号と25号についてです。

契約期間が令和2年12月18日となっているんですけれども、工事のスケジュールについて伺います。空き教室が余らない学校かと思うんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回、東船岡小学校は議員言われるように、1学年2クラスということでの教室設定されておまして、空き教室はありません。ですので、それぞれ今後詳細

なスケジュールということになりますと、今学校と協議中ではございますが、学年ごと移動していただくということで、特別教室等を活用しながら、学校内を移動してもらって、それぞれ学年ごとの教室をまず終わらせていくということになります。

東船岡小学校は、教室の脇、廊下というか、フリースペースになっております。あとそのフリースペースごとに仕切れる校舎になっておりますので、学年ごとに。ですので、工事においてはそういう船岡小学校の特性である、教室とフリースペースを合わせて仕切れて工事ができるということもありますので、なるべく今教育委員会として考えているのは、6年生は新しい教室になったところで勉強してもらいたいと。6年生を優先、6年生の教室が先になるのかなということでは考えてはおります。あと今回、体育館も同時になりますので、できれば体育館の中だけでも、卒業式前には研磨等を終わらせて、電気関係も終わらせて明るい中での卒業式ができればなという教育委員会の意向は持っておりますが、今後学校並びにこちらの業者との打ち合わせを行いながら、詳細なスケジュールを決めていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。確認したいことと、ちょっと質疑と両方あるので、まず確認したいこと。これ屋根の改修ということで、アスファルト防水ということなんですが、屋根の2、3、4、5とありますけれども、これは全て屋根は含むのかということが1点。

それと床の改修なんですが、これはトイレが抜けていますが、トイレはタイルか何かで補修する必要がないのかということ、ちょっと確認したいと思います。

それとお聞きしたいのは、そのほかの教室の床の改修なんですが、塩ビシート上張りということを伺ってるんですが、そうしたときに1ミリか1.5ミリぐらいが上乘せ、上がってくると思うんですけれども、そうしたときに建具とかパーテーションへの影響がどの程度あるのか。

それと、職員室が一番磨耗が激しいんじゃないかと思うんですが、ここも抜けているんですが、これはやる必要がないというふうな、どのような判断されていたのかということ。

それとお聞きしたいのは、先ほどちょっと触れたんですけれども、屋根のアスファルトなんですが、現状でどういう損傷があるのか。というのは、今アスファルトですから、今のやつを剥がしてもう一回やるのか、上にするのか、ちょっと聞いてないんですけれども、新たな公共施設の耐用年数を考えていったときに、ここでやっていったときにあと何年後かにまた補修しなければいけないもんですから、今の損傷がない上にやっていくのかということによって、変わってくるんじゃないかと思うんですね。その辺の今の損傷ぐあいと、次にアスファルト防水

をする期間を何年後だと考えているのか。

それと最後なんですが、体育館の床を削る工事があるんですが、現在使われている材質によって、厚みがかなり厚いのが使われていると思うんですが、その厚みと削るやつ、それとこれを使っていくためには、削った後にもう一回ウレタン塗装か何かしなくちゃいけないと思うんですけども、かなりあれは時間がかかると思うんですが、そういったウレタン塗装の乾く時間というのでも計算されているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、屋根に関しては、屋上、それから今言われたように屋根ということで番号を振られている部分、それぞれ防水を行うということになります。

それから、トイレに関してなぜ抜けているかといいますと、東船岡小学校は洋式トイレ化ということで、もう以前行っておりまして、トイレの床、トイレに関しては全て改修済みであるということで抜けております。

それから職員室なんですが、やはりここ職員室の床ということなんですが、先ほど言いました、やはり生徒には教室を移っていただきながら工事をしていきます。ただ、職員室をどこに移すかという問題が生じます。先生方の机、書類ということで、実際現場の床を確認したんですが、教室ほどは傷んではおりません。船岡小学校もそうだったんですが、床に関しては改修はいたしません、職員室においては電灯LED化ということで、床は改修はしないということでこういうふうになっております。

それから、まず屋根のアスファルトということで防水工事をするんですが、現状なんですが、現実的には7ページになりますが、3階平面図でいうと教室（9）というところがあります。その向かい側に、先ほど言ったように多目的ホールがございます。こちらにも雨漏りということで、天井から雨漏りがあって、下にバケツを並べるというような状況が生じております。それから、先ほども言った2階、3階の屋根がありますが、やはり1階のほうの部屋にも雨漏りがあるということで、実際現場を確認してはおりますが、目立ってアスファルトの防水が傷んでいるとか、そういう形ではないようです。ただ、どこから漏れているのか、今回大規模改造を行う上では、やはりこれを一度全て剥がして、そこを確認しながら全てもう一度やり直すという形で考えております。家庭科室にももう雨漏りがありますので、ですから、その屋根に関してはアスファルト防水が剥がれているとか、そのような状況ではないんですが、やはりそれぞれ屋根を通って下のほうに雨漏りが現状ではもうあるという状況ですので、全て剥がしてやり直すということで今考えておりますので、ただ今回、次の改修時期はということだったんで

すが、とにかく全て撤去してやり直すという形ですので、雨漏りが生じないような形ということで今は考えております。

それから、体育館床は詳細何ミリかはわからないんですが、まず体育館の床に関しては研磨だけではなく、床鳴り、上がるとギンギシいうとか、そういう箇所を全て床下のほうからまず改修をかけまして、床鳴り等を改修して、現状の床を研磨をし、それからライン等を引き直しということで、その塗装に関しては申しわけありません、現状ではちょっと私、把握しておりませんが、議員言われたような形でやるかとは思いますが、その辺の工程も今後この契約をお認めいただいた後に事業者と学校とスケジュールを考えていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

○7番（秋本好則君） ありがとうございます。

屋根の雨漏りの件なんですが、これ私の経験なんですが、屋根を幾ら直しても雨漏りがとまらなかったことがあるんですね。それで、とんでもないところからずうっと垂れ下がってきているということがありまして、パラペットの壁のほうから来て、中のほうに浸透してきて、反対側のほうからも漏っていたということがありましたので、まずその問題箇所を見つけて、それから補修していかないと、屋根を全部やり直したとしてもとまらない場合がありますので、そこだけちょっとお願いしたいと思っております。これ、そこだけ考えだけお聞きしたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 済みません、まず答弁漏れということで、床を直すということで、今現状の床に、その上につけていくということで、建具に関しても調整をさせていただきます。それで建具に関して、その高さに関してはテーパーというものをつけて調整をしていくということになります。

あと防水に関しては、シート防水ということで20年以上もちますので。（「説明のときはアスファルト防水と言われた」の声あり）済みません、ちょっと私のほうで勘違いしまして、シート防水ということだそうです。申しわけありません。

それから、今雨漏りなんですが、やはり議員が言われる形で担当のほうも確認をしておりました。ただ、やはりどこから雨漏りがあるのか、今回全て撤去して、あとは壁等も今回足場を組んで、やはり亀裂等も確認をしながらやっていきます。あと東船岡小学校の場合、縦樋が建物の中を通っております。そういう部分もあるのではないかとということですので、今回大規模改造によって、そこも見えていただく形になりますので、今議員言われたような形で、あらゆる可能性を見ながら、大規模改造後にまた同じようなことが起きることがないような形で

実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。10番佐々木裕子さん。

○10番（佐々木裕子君） 今、足場を組むということでしたけれども、子どもたちの安全対策はどのようになっているか、その1点だけお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 議員言われるように、やはり東船岡小学校、船岡小学校のように北校舎、南校舎というか、そういう形ではなく、本当に東船岡小学校はある面で単純な本当の建物になっておりますので、実際子どもたちが学校の周りを使って遊ぶ場合等もあるかと思えます。昇降口のほうは南側にありまして、やっぱり足場を組む際にもその辺も注意をしていきたいと思っております。学校を取り囲むような形で足場を組むようになりますので、その辺は学校のほうと協議をしながら、児童の安全対策も実施していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第25号令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前9時半再開いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時46分 散会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年9月5日

議長 高橋 たい子

署名議員 17番 水戸 義裕

署名議員 1番 森 裕樹

